

解散命令決定の4つの問題点 — 教団側が訴える論点整理

要点

- 家庭連合関係者が YouTube 動画「解散命令 4 つの問題点」で東京高裁決定の不当性を整理(2026 年 4 月 29 日公開)
- 文科省提出の陳述書に有印私文書偽造の疑いがあり、本人らが文科省職員を刑事告発したと主張
- 60 年間刑事事件 0 件・不当寄付勧誘防止法違反 0 件にもかかわらず、和解案件から「不法行為の成立する可能性」を断定したと批判
- 「万物の復帰」「先祖解怨」の教義を裁判所が独自解釈し信教の自由を侵害、信者の礼拝・結社の自由の比較衡量も軽視と指摘

世界平和統一家庭連合(家庭連合、旧統一教会)関係者の解説動画「解散命令 4 つの問題点」が 2026 年 4 月 29 日に YouTube で公開された。2026 年 3 月 4 日の東京高裁決定について「法治国家のあり方として極めて危険な前例」となりうる 4 つの論点を整理する内容。本紙は同氏らの主張を代弁するものではないが、教団側の問題提起を記録する。

問題点 1: 文科省提出の陳述書に偽造疑惑

動画は、文科省が重要証拠として提出した元信者の陳述書に有印私文書偽造の疑いがあると指摘する。本人らが連名で文科省職員を刑事告発しており、現在は受理待ちの状態にあるという。地裁・高裁決定の双方でこの偽造疑惑が無視されたまま判断が下されたと批判する。

問題点 2: 刑事事件ゼロと和解案件からの断定

動画は、家庭連合が創立以来 60 年間で **刑事事件 0 件**、**不当寄付勧誘防止法違反 0 件** という事実を強調する。にもかかわらず高裁決定は、当事者間で和解した案件をもって「不法行為の成立する可能性が否定できない」と述べた。確定違法行為ではなく和解案件を根拠に推測で断定する論理は「危険な前例」と訴える。

問題点 3: 教義の誤った解釈と信教の自由

動画は、「万物の復帰」「先祖解怨」といった教義を裁判所が独自解釈で断定し決定の前提に据えたと批判する。国家権力が宗教の正邪を判断することは憲法 20 条の信教の自由を著しく侵害しかねない、との論旨だ。憲法学者・石埼学氏(本紙別途報道)ら法律家も同種の論点を最高裁宛意見書で展開している。

問題点 4: 信者の利益軽視と現に進む被害

最後に動画は、解散による利益と不利益の**比較衡量**で信者側の利益が極めて軽視されたと指摘する。決定文には信者の「宗教的結社の自由」「礼拝の自由」「集会の自由」が十分検討された形跡がないという。解散命令は**未確定**にもかかわらず、信者は既に全国的に教会施設から締め出されていると訴える。